

北海道告示第10557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年11月7日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年7月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
登別ショッピングセンター  
登別市富岸町1丁目1番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町2丁目4番1号  
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成  
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号  
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
オリックス株式会社	代表取締役 井上 亮	東京都港区浜松町2丁目4番1号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
中道リース株式会社	代表取締役 関 寛	札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	変更したもの
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町2丁目4番1号	
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	(ア)
中道リース株式会社	代表取締役 関 寛	札幌市中央区北1条東3丁目3番地	

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者氏名	住 所
株式会社サンワドー	代表取締役 中村 勝弘	青森県青森市大字石江字三好69番地1
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
株式会社岩内食品市場	代表取締役 石田 義浩	岩内郡岩内町字万代6番11号

(変更後)

小売業者名	代表者氏名	住 所	変更したものの
DCMサンワ株式会社	代表取締役 鎌形 和夫	青森県青森市大字石江字三好69番地1	(ア) (イ)
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	(ウ)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	(エ) (オ)
株式会社ランクアップ	代表取締役 三浦 昭雄	旭川市忠和6条4丁目2番1号	(カ)

(4) 変更の年月日

上記(3)のア(ア) 平成24年11月12日  
上記(3)のイ(ア) 平成27年7月1日  
上記(3)のイ(イ) 平成29年5月22日  
上記(3)のイ(ウ) 平成24年11月12日  
上記(3)のイ(エ) 平成26年8月7日  
上記(3)のイ(オ) 平成16年9月27日  
上記(3)のイ(カ) 平成28年11月1日

(5) 変更する理由

上記(3)のア(ア) 代表者変更のため  
上記(3)のイ(ア) 商号変更したため  
上記(3)のイ(イ) 代表者変更のため  
上記(3)のイ(ウ) 代表者変更のため  
上記(3)のイ(エ) 代表者変更のため  
上記(3)のイ(オ) 本店移転のため  
上記(3)のイ(カ) テナント入替のため

2 届出年月日

平成29年6月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年7月7日(金)から同年11月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで